

○国税不服審判所における行政文書の決裁委任及び 発信者名義等の取扱規則

〔平成16. 7. 8
国税不服審判所訓令第1号〕

最終改正 平成26年国税不服審判所訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、国税不服審判所（以下「審判所」という。）における行政文書について、国税庁長官の決裁を受ける事項及び審判所長（以下「所長」という。）又は審判所の支部（以下「支部」という。）の首席国税審判官（以下「支部所長」という。）の権限に属する事項のうち決裁を委任することができる事項（以下「委任事項」という。）を明らかにすることにより、決定責任の所在の明確化及び決裁事務の迅速化、効率化を図るとともに、行政文書の発信者名義及び受信者名義の取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 文書取扱規則 国税庁行政文書取扱規則（平成23年国税庁訓令第2号）をいう。
- 二 次長 審判所次長をいう。
- 三 本部 支部を除く審判所をいう。
- 四 本部部長 本部部長審判官をいう。
- 五 室長 管理室長をいう。
- 六 次席 次席国税審判官（次席国税審判官の置かれていない支部においては支部所長）をいう。
- 七 支部部長 支部部長審判官（国税不服審判所沖縄事務所（以下「沖縄支部」という。）にあっては支部所長）をいう。
- 八 課長 管理課長（沖縄支部にあっては管理担当審判官）をいう。
- 九 決定責任者 文書取扱規則第13条第2項に定める決定責任者をいう。

(国税庁長官の決裁)

第3条 次の各号に掲げる事項については、国税庁長官の決裁を受けるものとする。

- 一 審査請求事件の処理以外の事項で、審判所の運営に関する基本的な方針
- 二 法令解釈通達の制定、主要な部分の改正（法令に関する解釈又は取扱いが大きく変更となる改正をいう。以下同じ。）、廃止（法令の廃止に伴うものを除く。）
- 三 所長及び支部所長に関する審判所への転勤に際しての赴任期間の延長の承認
- 四 審査請求事件の処理以外の事項で、前各号に掲げるもののほか、審判所の運営に関する事項のうち、特に重要又は特に異例な事項

(所長の決裁の委任)

第4条 所長は、次の各号に掲げる事項について自ら決裁し、その他の事項については、次条から第8条までに定めるところにより、次長、本部部長、室長又は支部所長を決定責任者とし、各委

任事項の決裁を委任する。

- 一 国税通則法施行令第38条第2項に規定する場合等において所長がする裁決
- 二 国税通則法第99条第1項に基づく国税庁長官に対する通知
- 三 国税通則法施行令第38条第2項の規定等に基づく担当審判官等の指定
- 四 本部において調査、審理する審査請求事件に係る国税の徴収の猶予等の求め及びその取消しの同意
- 五 議決と異なる裁決に関する上申に対する指示
- 六 本部において調査、審理する審査請求事件の処理に関する事項のうち重要なもの
- 七 審査請求事件の処理で、事務処理に関する指導監督のうち重要なもの
- 八 審判所の運営に関する執行方針及び計画
- 九 訓令の制定、主要な部分の改正、廃止
- 十 告示、公告、公示のうち重要又は異例なもの
- 十一 重要又は基本的な事項を定める事務運営指針の制定、主要な部分の改正、廃止
- 十二 指示のうち重要又は異例なもの
- 十三 法令に基づく免許、許可、認可、命令、承認、協議、同意、指定、決定その他これらに類する行為（審査請求事件に関するものを除く。以下同じ。）のうち判断が困難なもの又は紛議を生ずるおそれがあるもの
- 十四 民間、他官公署（国税庁、国税局、税務署、税務大学校、独立行政法人酒類総合研究所、財務省を含む。以下同じ。）に対する依頼、照会、回答、報告、上申、進達等のうち重要なもの
- 十五 室長以上の職員の出張命令
- 十六 室長以上の職員の休暇、欠勤、その他の服務上の願いに対する認否
- 十七 指定官職以外の本部職員の任免
- 十八 次長、本部部長及び室長に関する審判所への転勤に際しての赴任期間の延長の承認
- 十九 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例な事項

（次長への委任事項）

第5条 第3条、第4条、第6条及び第7条に定める事項以外の事項（本部部長及び室長が軽易と判断した事項を除く。）並びに次の各号に掲げる事項の決裁は、次長に委任する。

- 一 本部において調査、審理する審査請求事件の処理に関する事項（前条に定めるものを除く。）
- 二 訓令の改正（前条に定めるものを除く。）
- 三 法令解釈通達の主要な部分の改正以外の改正のうち軽易でないもの
- 四 事務運営指針の制定、主要な部分の改正、廃止（前条に定めるものを除く。）
- 五 本部職員に関する審判所への転勤に際しての赴任期間の延長の承認（第3条及び前条に定めるものを除く。）
- 六 室長以上の職員に関する指導区分
- 七 前各号に掲げるもののほか定例的又は経常的な事項

（本部部長への委任事項）

第6条 次の各号に掲げる事項の決裁は、本部部長に委任する。

- 一 審査請求事件の処理で、事務処理に関する指導監督のうち軽易なもの（次条に定めるものを

除く。)

- 二 告示、公告、公示のうち軽易なもの(次条に定めるものを除く。)
- 三 事務運営指針の主要な部分以外の改正(次条に定めるものを除く。)
- 四 指示のうち軽易なもの(次条に定めるものを除く。)
- 五 法令に基づく免許、許可、認可、命令、承認、協議、同意、指定、決定その他これらに類する行為のうち判断が容易で重要でないもの(次条に定めるものを除く。)
- 六 民間、他官公署に対する依頼、照会、回答、報告、上申、進達等のうち軽易なもの(次条に定めるものを除く。)
- 七 通知、情報(次条に定めるものを除く。)
- 八 室長以上の職員以外の本部職員の出張命令(次条に定めるものを除く。)
- 九 本部職員(管理室職員を除く。)の超過勤務命令
- 十 室長以上の職員以外の本部職員の休暇、欠勤、その他の服務上の願いに対する認否(次条に定めるものを除く。)
- 十一 前各号に掲げるもののほか軽易な事項(次条に定めるものを除く。)

(室長への委任事項)

第7条 次の各号に掲げる事項の決裁は、室長に委任する。

- 一 所長がした裁決に係る裁決書謄本の送達及び送付
- 二 審査請求事件の処理で、事務処理に関する指導監督のうち軽易なもの(管理室所掌に係るものに限る。)
- 三 告示、公告、公示のうち軽易なもの(管理室所掌に係るものに限る。)
- 四 法令解釈通達の改正、廃止(第3条及び第5条に定めるものを除く。)
- 五 事務運営指針の主要な部分以外の改正(管理室所掌に係るものに限る。)
- 六 指示のうち軽易なもの(管理室所掌に係るものに限る。)
- 七 法令に基づく免許、許可、認可、命令、承認、協議、同意、指定、決定その他これらに類する行為のうち判断が容易で重要でないもの(管理室所掌に係るものに限る。)
- 八 民間、他官公署に対する依頼、照会、回答、報告、上申、進達等のうち軽易なもの(管理室所掌に係るものに限る。)
- 九 通知、情報(管理室所掌に係るものに限る。)
- 十 管理室職員(室長を除く。)の出張命令
- 十一 管理室職員の超過勤務命令
- 十二 管理室職員(室長を除く。)の休暇、欠勤、その他の服務上の願いに対する認否
- 十三 本部職員に関する指導区分(第5条に定めるものを除く。)
- 十四 諸証明の発行
- 十五 本部職員に係る職員の給与法上の扶養親族等の認否及び通勤手当月額等の決定
- 十六 本部非常勤職員の任免
- 十七 本部職員の海外渡航の承認
- 十八 本部職員の児童手当の認定
- 十九 支部に対する予算配賦通知
- 二十 財務大臣への予算要求書等の提出
- 二十一 前各号に掲げるもののほか軽易な事項(管理室所掌に係るものに限る。)

(支部所長への委任事項)

第8条 次の各号に掲げる事項の決裁は、支部所長に委任し、次条から第12条までに定めるところにより、次席、支部部長、支所長及び課長を決定責任者とし、各委任事項の決裁を委任する。

- 一 裁決（所長がする場合を除く。）
- 二 担当審判官等の指定（所長がする場合を除く。）
- 三 支部において調査、審理する審査請求事件に係る国税の徴収の猶予等の求め及びその取消しの同意
- 四 支部において調査、審理する審査請求事件の処理に関する事項のうち重要又は異例なもの
- 五 支部の運営に関する執行方針及び計画
- 六 訓令（支部所長が発するものに限る。）の制定、主要な部分の改正、廃止
- 七 公告、公示（支部所長がする場合に限る。以下同じ。）のうち重要又は異例なもの
- 八 重要又は基本的な事項を定める事務運営指針（支部所長が発するものに限る。以下同じ。）の制定、主要な部分の改正、廃止
- 九 支部においてする指示のうち重要又は異例なもの
- 十 法令に基づく免許、許可、認可、命令、承認、協議、同意、指定、決定その他これらに類する行為（審査請求事件に関するもの及び本部がする場合を除く。以下同じ。）のうち判断が困難なもの又は紛議を生ずるおそれがあるもの
- 十一 支部においてする民間、他官公署に対する依頼、照会、回答、報告、上申、進達等のうち重要なもの
- 十二 支部所長、次席、支部部長及び課長の出張命令
- 十三 支部所長、次席、支部部長及び課長の休暇、欠勤、その他の服務上の願いに対する認否
- 十四 指定官職以外の支部職員の任免
- 十五 次席、支部部長、支所長及び課長に関する審判所への転勤に際しての赴任期間の延長の承認
- 十六 前各号に掲げるもののほか支部の運営に関する重要な事項

(次席への委任事項)

第9条 前条及び次条から第12条に定める事項以外の事項（支部部長及び課長が軽易と判断した事項を除く。）並びに次の各号に掲げる事項の決裁は、次席に委任する。

- 一 支部において調査、審理する審査請求事件の処理のうち定例的事項（支部部長及び課長に委任する事項を除く。）
- 二 訓令（支部所長が発したのものに限る。）の改正（前条に定めるものを除く。）
- 三 事務運営指針の制定、主要な部分の改正、廃止（前条に定めるものを除く。）
- 四 支部職員に関する審判所への転勤に際しての赴任期間の延長の承認（前条及び第11条に定めるものを除く。）
- 五 課長以上の職員に関する指導区分
- 六 前各号に掲げるもののほか支部の運営に関する定例的又は経常的な事項

(支部部長への委任事項)

第10条 次の各号に掲げる事項の決裁は、支部部長に委任する。

- 一 支部において調査、審理する審査請求事件の処理のうち軽易な事項（次条及び第12条に定め

るものを除く。)

- 二 公告、公示のうち軽易なもの(第12条に定めるものを除く。)
- 三 事務運営指針の主要な部分以外の改正(第12条に定めるものを除く。)
- 四 支部においてする指示のうち軽易なもの(第12条に定めるものを除く。)
- 五 法令に基づく免許、許可、認可、命令、承認、協議、同意、指定、決定その他これらに類する行為のうち判断が容易で重要でないもの(第12条に定めるものを除く。)
- 六 支部においてする民間、他官公署に対する依頼、照会、回答、報告、上申、進達等のうち軽易なもの(次条及び第12条に定めるものを除く。)
- 七 支部においてする通知、情報(第12条に定めるものを除く。)
- 八 支部審判官以下の職員の出張命令(管理課職員及び支所職員を除く。)
- 九 支部職員(管理課職員及び支所職員を除く。)の超過勤務命令
- 十 支部審判官以下(管理課職員及び支所職員を除く。)の職員の休暇、欠勤、その他の服務上の願いに対する認否
- 十一 前各号に掲げるもののほか支部の運営に関する軽易な事項(第12条に定めるものを除く。)

(支所長への委任事項)

第11条 次の各号に掲げる事項の決裁は、支所長に委任する。

- 一 支部においてする民間、他官公署に対する依頼、照会、回答、報告、上申、進達等のうち軽易なもの(支所に係るものに限る。)
 - 二 支所職員の出張命令
 - 三 支所職員の超過勤務命令
 - 四 支所職員の休暇、欠勤、その他の服務上の願いに対する認否
 - 五 支所職員(支所長を除く。)に関する審判所への転勤に際しての赴任期間の延長の承認
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、支部において調査、審理する審査請求事件の処理のうち軽易な事項(支所に係るものに限る。)の決裁は、東京国税不服審判所横浜支所長並びに大阪国税不服審判所京都支所長及び神戸支所長に委任する。

(課長への委任事項)

第12条 次の各号に掲げる事項の決裁は、課長に委任する。

- 一 支部所長がした裁決に係る裁決書謄本の送達及び送付
- 二 支部において調査、審理する審査請求事件の処理のうち軽易な事項(管理課所掌に係るものに限る。)
- 三 公告、公示のうち軽易なもの(管理課所掌に係るものに限る。)
- 四 事務運営指針の主要な部分以外の改正(管理課所掌に係るものに限る。)
- 五 支部においてする指示のうち軽易なもの(管理課所掌に係るものに限る。)
- 六 法令に基づく免許、許可、認可、命令、承認、協議、同意、指定、決定その他これらに類する行為のうち判断が容易で重要でないもの(管理課所掌に係るものに限る。)
- 七 支部においてする民間、他官公署に対する依頼、照会、回答、報告、上申、進達等のうち軽易なもの(管理課所掌に係るものに限る。)
- 八 支部においてする通知、情報(管理課所掌に係るものに限る。)
- 九 管理課職員(課長及び支所職員を除く。)の出張命令

- 十 管理課職員（支所職員を除く。）の超過勤務命令
- 十一 管理課職員（課長及び支所職員を除く。）の休暇、欠勤、その他の服務上の願いに対する認否
- 十二 支部職員に関する指導区分（第9条に定めるものを除く。）
- 十三 支部においてする諸証明の発行
- 十四 支部職員に係る職員の給与法上の扶養親族等の認否及び通勤手当月額等の決定
- 十五 支部非常勤職員の任免
- 十六 支部職員の海外渡航の承認
- 十七 支部職員の児童手当の認定
- 十八 前各号に掲げるもののほか支部の運営に関する軽易な事項（管理課所掌に係るものに限る。）

（決裁の特例等）

- 第13条 決定責任者は、事案の重要性に鑑み、委任事項の決定について上位者の決裁を受ける必要があると判断したときは、上位者の決裁を受けるものとする。
- 2 決定責任者は、委任事項について紛議又は特別の事情が生ずるおそれがあると判断したときは、事前又は事後に遅滞なく上位者に報告するものとする。
 - 3 本部室長及び支部課長は、事案の重要性が低い場合その他特別の理由に鑑み、この訓令の他の規定による手続を経ることを要しないと認める事案について、当該事項の決裁を委任された者の決裁を了したものとして、自ら処理することができる。
 - 4 この訓令に定めるもののほか、支部における決裁を委任する事項、発信者名義及び受信者名義については、この規則に準じて支部所長が定めることができる。ただし、第8条第1号、第4号及び第5号に定める事項については、支部において定めることはできない。

（発信者名義）

- 第14条 文書取扱規則第10条ただし書に定める発信者名義は、次の各号及び次項に定めるものを除き決定責任者名とすることができる。
- 一 訓令
 - 二 告示、公告、公示
 - 三 法令解釈通達
 - 四 事務運営指針
 - 五 証明
 - 六 法令の規定等により発信者名が特に定められている行政文書
- 2 他官公署宛に発信する行政文書については、相手先と同程度の官職にある者の名とする。

（受信者名義）

- 第15条 行政文書で発信を要するものの受信者名は、法令の規定等により受信者名が特に定められている行政文書を除き、原則として次の各号に掲げるところによる。ただし、照会等を受け、これに対して発信する行政文書については、当該照会等を行った者の名とする。
- 一 本部が支部に対して発信する行政文書は、発信者名が所長又は次長であるときは支部所長名とし、本部部長又は室長であるときは次席、支部部長又は課長名とする。ただし、特に必要が

ある場合には、支部所長名とすることができる。

- 二 本部に対して発信する行政文書は、発信者名が支部所長であるときは所長又は次長名とし、次席であるときは次長、本部部長又は室長名とし、支部部長であるときは本部部長又は室長名とし、課長であるときは室長名とする。
- 三 他支部に対して発信する行政文書は、その発信者と同程度の官職にある者の名とする。
- 四 審判所の支所に対して発信する行政文書は支所長名とし、支所から支部に対して発信する行政文書は支部所長名とする。ただし、軽易なものはこの限りでない。
- 五 国税庁、国税局に対して発信する行政文書は、発信者が所長（支部所長）であるときは、その長名とし、発信者名が次長（次席）、本部部長（支部部長）又は室長（課長）であるときは、その発信者と同程度の官職にある者の名とする。
- 六 税務署に対して発信する行政文書は、すべて税務署長名とする。
- 七 他官公署に対して発信する行政文書は、発信者が所長（支部所長）であるときは当該官公署の長（内閣府及び各省については事務次官）の名とし、発信者名が次長（次席）、本部部長（支部部長）又は室長（課長）であるときは当該官公署においてその発信者と同程度の官職にある者の名とする。
- 八 民間に対して発信する行政文書は、受信者の氏名（法人においては原則として当該法人名及び代表者の氏名とする。）とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年7月10日から施行し、同日以後から起案される決裁文書から適用する。
- 2 平成16年7月10日以前に起案された決裁文書であっても同日までに決裁が終わっていないものについては、同日に起案されたものとみなして、この訓令を適用する。
- 3 「国税不服審判所における行政文書の決裁委任及び発信者名義等の取扱規程」（昭和45年国税不服審判所訓令特第4号）は、平成16年7月9日をもって廃止する。

附 則（抄）

この訓令は平成26年4月1日から施行する。